

〔8〕 歯科医である夫が、勤務先の病院を退職して収入が減少したことを理由として、その前年に成立した婚姻費用分担調停において定められた分担額の減額を求めたが認められなかった事例

原審判を取り消す。

相手方の本件申立てを却下する。

相手方の本件附帯抗告を棄却する。

抗告費用は原告人の、附帯抗告費用は相手方の各負担とする。

(大阪高決平22・3・3家月62・11・96)

### 【主張された事情】

相手方（原審申立人）と原告人（原審相手方）とは、和歌山家庭裁判所平成20年（家イ）第〇〇〇号婚姻費用分担調停事件について平成20年〇月〇日に成立した調停（以下「前件調停」という。）の調停条項1項で相手方が原告人に対して婚姻費用分担金として月額6万円を支払う旨を定めた。

しかし、相手方は、平成21年〇月に人事の都合で病院を辞めざるを得ず、同年〇月から大学の研究生として勤務しながらアルバイトをして生計を立てるようになり、交通費（実費）を除くと手取り収入は1か月約18万7,000円と大きく減少したのであるから、本件調停を申し立てた同年〇月には婚姻費用分担金を減額する必要性が大きかった上、原告人は結婚を機に辞めた〇〇の職に復帰して360万円もの年収を得ているのであるから、婚姻費用分担金を減額する始期は同月とすべきであると主張した。

なお、本件決定の原審である〔3〕和歌山家裁平成21年11月24日審

判（家月62巻11号100頁）は、相手方の有する資格や職歴からすると、現在の収入が比較的低額であり、また相手方自身の大学学費の支払が妻子に対する生活保持義務に当然優先するものではないとしても、相手方において直ちに現状より高収入の職に転じるべしとの規範的観点を容れるのでない限り、夫婦の現在の年収を子供の養育費を含む互いの生活費等に公平に割り振ると、原告人が相手方から受けるべき婚姻費用は月額1万円とせざるを得ないとしたため、これに対して原告人が原告し、相手方も附帯原告したのが本件原告審である。

### 【事実経過】

- ① 原告人と相手方は、平成18年〇月〇日に婚姻し、平成19年〇月〇日に長女が出生した。原告人と相手方は、長女が出生した頃から夫婦喧嘩が絶えなくなり、相手方の転勤を機に平成20年〇月下旬から別居していた。
- ② 相手方において、同年〇月〇日離婚を求めて調停を申し立て、原告人において、同月〇日、婚姻費用分担金として月額6万円の支払を求める調停事件を申し立てた。そして、同年〇月〇日に前件調停が成立し、相手方は原告人に対し、婚姻費用の分担金として、同月から双方が別居又は婚姻の解消に至るまで、月額6万円ずつを毎月末日限り、原告人の指定する預金口座に振り込んで支払う（ただし、平成20年〇月分は、既に支払済みであることを確認する。）との合意がされた。
- ③ 上記離婚調停は、平成21年〇月〇日不成立となり、相手方から離婚訴訟が提起され、平成22年〇月〇日、離婚を認容する判決が言い渡され、同判決は同月〇日確定した。
- ④ 相手方は、平成21年〇月〇日、前件調停により合意した婚姻費用分担金を月額1万円に減額することを求める調停を申し立てたが、

同年○月○日、調停は不成立となり、本件審判手続に移行した。

- ⑤ 相手方は、歯科医であり、平成20年○月○日から平成21年○月○日まで○○病院に勤務し、給与及び賞与として、平成20年中は558万4,439円を、平成21年中は191万90円を支給された。相手方は、平成21年○月○日付けで上記病院を退職し、同年○月○日から大学の研究生として勤務しながら、病院でもアルバイトをしている。相手方は、同年中に大学から給料等として91万6,600円を、アルバイト先の病院から給料及び賞与として117万1,200円の支払を受けた。
- ⑥ 抗告人は、平成20年○月○日から○○として勤務するようになり、給料及び賞与として平成20年中に297万8,884円の、平成21年中に362万8,050円の支払を受けた。

### 【裁判所の判断】

調停において合意した婚姻費用の分担額について、その変更を求めるには、それが当事者の自由な意思に基づいてされた合意であることからすると、合意当時予測できなかった重大な事情変更が生じた場合など、分担額の変更をやむを得ないものとする事情の変更が必要である。

そこで、本件についてこれをみるに、前記認定のとおり、相手方は前件調停が成立してから○か月後に就職先を退職し、大学の研究生として勤務して収入を得る状況となっており、平成21年の収入は合計399万7,890円となり、前件調停成立時に比して約3割減少していることを認めることができる。相手方は、退職の理由について、人事の都合でやむを得なかった旨主張するが、実際にやむを得なかったか否かはこれを明らかにする証拠がない上、仮に退職がやむを得なかったとしても、その年齢、資格、経験等からみて、同程度の収入を得る稼働能力はあるものと認めることができる。そうすると、相手方が大学の

研究生として勤務しているのは、自らの意思で低い収入に甘んじていることとなり、その収入を生活保持義務である婚姻費用分担額算定のための収入とすることはできない。

したがって、本件においては、相手方の転職による収入の減少は、前件調停で合意した婚姻費用分担額を変更する事情の変更とは認められない。

次に、相手方は、抗告人が〇〇に復職して年360万円の収入があると主張するが、抗告人は前件調停時には既に〇〇に復職しており、前件調停はこれを前提に合意されたものといえることができるから、この収入があることをもって、前件調停で合意した婚姻費用分担額を変更する事情の変更は認められない。

## 解 説

### 1 問題の所在

婚姻費用分担につき、調停が成立している場合、どのような事情を考慮できるかが問題となるが、本件では、「合意当時予測できなかった重大な事情変更が生じた場合など、分担額の変更をやむを得ないものとする事情の変更が必要である」と厳格に解している。また、変更審判をする要件としては、「分担額の変更をやむを得ない」と考えられることが示されているように読める。

### 2 本決定の位置づけ

本決定では、婚姻費用分担調停で合意された分担額の減額請求を認め得る要件として、「合意当時予測できなかった重大な事情変更が生じた場合など、分担額の変更をやむを得ないものとする事情の変更が必要」と非常に厳格に判断している。

もっとも、「裁判所の判断」として示されている内容を見ると、考慮できる事情を必ずしも限定しているわけではないようである。むしろ、婚姻費用を負担する能力があるにもかかわらず、自らの意思で低い収入に甘んじていることが、生活保持義務に反しているから、変更は認められないと結論しているのであるから、実体法上の義務に反する事実の変更がなされているため、変更の必要性も相当性も欠くと判断しているのと異ならないのではないかと思われる。

この事例は、表現上は、契約における事情変更の原則と同様に厳格な要件のもとでしか事情変更が認められないと、考慮できる事情をも非常に限定的に判断したもののように読めるが、実際上は、変更の必要性と相当性を検討している事例として位置づけられるように思われる。

#### <同種の審判例>

- ・ 東京高決平成26年11月26日判時2269号16頁
- ・ 名古屋高決平成28年2月19日判時2307号78頁

〔52〕 母が親権者となったが、母子関係は良好でなく、父とは良好な関係にある母方親族が子の監護養育を担っており、10歳の子の意思を尊重して父への親権者変更申立てが認容された事例

未成年者Aの親権者を相手方から申立人に変更する。

(東京家審平26・2・12判時2264・93)

### 【主張された事情】

離婚の際に子の親権者として母が指定されたものの、母子関係は良好でなく、子が母方親族のもとで監護養育され、父と母方親族との関係は良好であって、10歳の子自身も現状維持と将来的に父との生活を希望している場合に、現状の監護状態と子の意思を尊重して、父への親権者変更の申立てを認容した事案である。

### 【事実経過】

- ① 申立人と相手方は、平成14年〇月〇日に婚姻し、同15年〇月〇日に未成年者A（以下「未成年者」という。）をもうけたが、平成20年〇月〇日、未成年者の親権者を相手方と定めて協議上の離婚をした。
- ② 相手方は、離婚に伴い未成年者とともに、申立人肩書住所地に所在するマンションから〇〇に所在する相手方の実家に転居した。なお、相手方実家は、申立人宅と道路を挟んだ向かいに位置する。
- ③ 上記転居後、相手方は、未成年者のほか、相手方の父B、母C、姉D及び弟Eとともに相手方実家で生活した。しかし、次第に、相手方は同居する親族と不仲となり、対立が顕著となっていった。また、平成22年ないし同23年頃からは、未成年者への監護意欲が希薄

となり、監護が疎かになっていったため、次第に姉Dを中心とする相手方の親族が未成年者の監護を担うようになっていった。

- ④ 以上の経緯を経て、平成24年〇月〇日、相手方は、その肩書住所地に所在する賃貸物件へ転居した。転居に際し、相手方は未成年者を伴おうとしたが、未成年者はこれを拒否し、相手方実家に留まった。
- ⑤ 現在、未成年者は〇〇の公立小学校の5年生であり、姉Dを中心とする相手方の親族による監護のもと相手方実家で生活している。そして、申立人とは、月に1回の頻度で週末にかけ申立人宅に宿泊するなどの交流が存するが、相手方との交流はほぼ途絶えている。
- ⑥ 申立人は映像制作会社に勤務し、約600万円の年収を得ている。他方、相手方は、事務職員としてデータ入力等の事務に従事しており、月収約15万円を得ている。

### 【裁判所の判断】

未成年者は、姉Dを中心とする相手方親族による監護のもと、相手方実家で生活しているところ、本件記録に照らしても、未成年者の監護状況に問題点は見当たらない。そして、家庭裁判所調査官による平成25年〇月〇日付け調査報告書（以下「本件報告書」という。）によると、未成年者の実際の監護を担う姉Dを中心とする相手方親族と申立人との関係は良好であるのに対し、相手方親族と相手方との関係は良好でないことが確認できる。

しかも、本件報告書によれば、未成年者の相手方に対する印象・評価も良好でないことは否定し難い上、家庭裁判所調査官が未成年者に今後の生活等についての意向を尋ねたのに対しても、未成年者は、相手方と生活はしたくない旨及び現在の生活を続けたいし、また、将来的には、申立人宅に生活拠点を移転することになるであろうが、その

場合にも相手方実家と行き来したい旨を述べている（このような未成年者の意向も、同人の年齢〔数か月後には11歳に達する小学校5年生である。〕や本件報告書から確認できる未成年者の応答ぶり等からすると、十分な判断のもとでの意思の表明として尊重するのが相当である。）。

してみると、本件離婚後、相手方の未成年者への関わりが変化し、しかも、相手方と未成年者が生活拠点を異にするなど、未成年者を巡る監護状況に変更が生じているため、その状況に応じて、未成年者の親権者を相手方から申立人へ変更する必要があると認められる。

## 解 説

### 1 問題の所在

本件は、離婚によって母が未成年の子の親権者となったものの、監護養育を行っている母方親族と母との関係が悪化して母は子と別居するようになっており、父は子と面会交流を継続している状態で、父が母に対して子の親権者の変更を求めた事案である。

### 2 本決定の位置づけ

本決定の事案では、相手方である母は子の監護養育を担当しておらず、母方親族の家庭における子の監護養育環境には全く問題がないものと認定されている。そして、母と母方親族とは良好な関係にないものの、父と母方親族とは良好な関係にあると認定している。さらに、明言はされていないが、父の監護能力や監護環境にも問題はないと判断されているようである。

本件での事件本人の年齢は、10歳（数か月後には11歳となる小学5年生）であるが、「家庭裁判所調査官が未成年者に今後の生活等について



の意向を尋ねたのに対しても、未成年者は、相手方と生活はしたくない旨及び現在の生活を続けたいし、また、将来的には、申立人宅に生活拠点を移転することになるであろうが、その場合にも相手方実家と行き来したい旨を述べている」とされ、「このような未成年者の意向も、同人の年齢〔中略〕や本件報告書から確認できる未成年者の応答ぶり等からすると、十分な判断のもとでの意思の表明として尊重するのが相当である」として、現状維持を重視するとともに、子の意思を尊重して、親権者変更を認容している。